



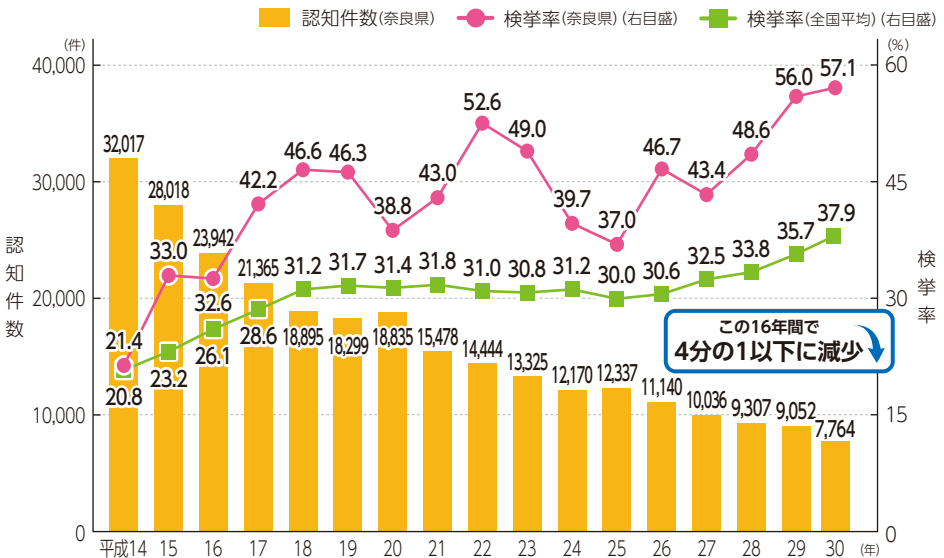
# 刑法犯の認知件数と検挙率

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあり、検挙率は全国平均よりも高い水準で推移

平成30年の刑法犯認知件数は7,764件で、前年と比較して1,288件(14.2%)減少しました。  
また、刑法犯の検挙率は57.1%(全国平均37.9%)でした。

## 刑法犯の認知件数・検挙率の推移

資料:県警察本部捜査支援分析課



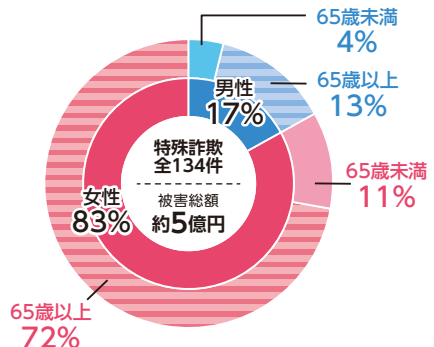
## 特殊詐欺被害状況

資料:県警察本部生活安全企画課

平成30年中の特殊詐欺の認知件数は134件で、被害総額は約5億円でした。

前年と比べて認知件数は24件(15.2%)減少し、被害総額は約1億2千万円(32.4%)増加しました。

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称をいう。





## ストーカー、配偶者からの暴力事案等の認知件数

### ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の認知件数は、いずれも高水準で推移

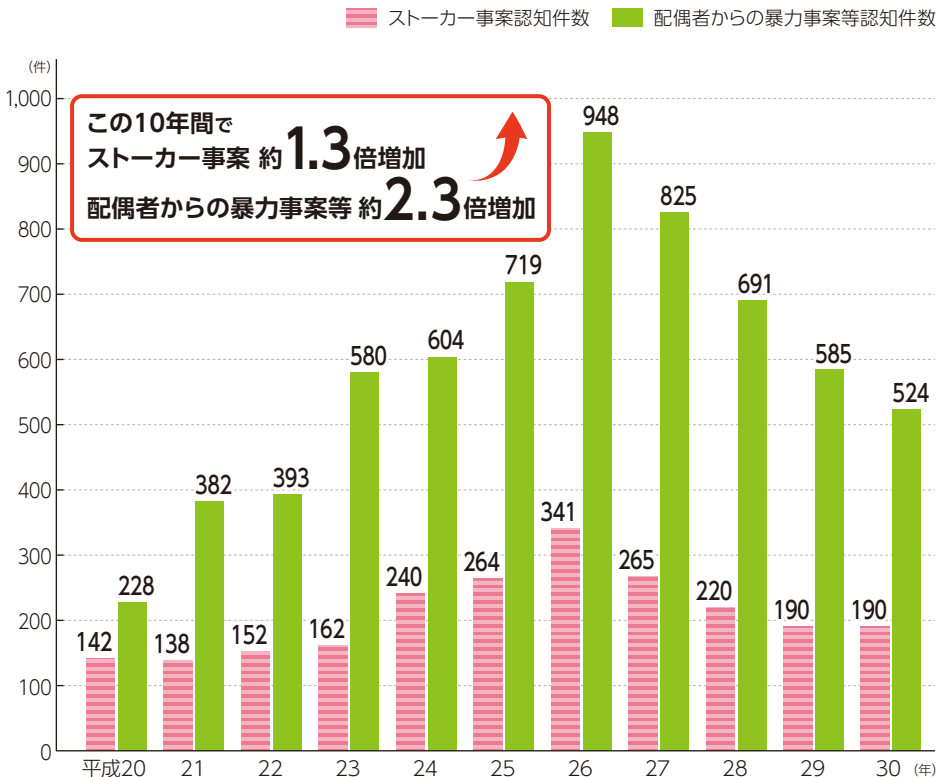
平成30年のストーカー事案認知件数は190件、配偶者からの暴力事案等の認知件数は524件で、いずれも過去最多となった平成26年より減少しましたが、高水準で推移しています。

前年と比べると、ストーカー事案の認知件数は増減なし、配偶者からの暴力事案等の認知件数は61件(10.4%)の減少となっています。

しかし、平成20年と比べると、ストーカー事案の認知件数は約1.3倍、配偶者からの暴力事案等の認知件数は約2.3倍に増加しています。

#### ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の認知件数の推移

資料:県警察本部人身安全対策課





# 少年非行と少年の福祉を害する犯罪の現状

## 検挙・補導された非行少年は減少、刑法犯少年の再犯者率は依然として30%前後の高い水準で推移

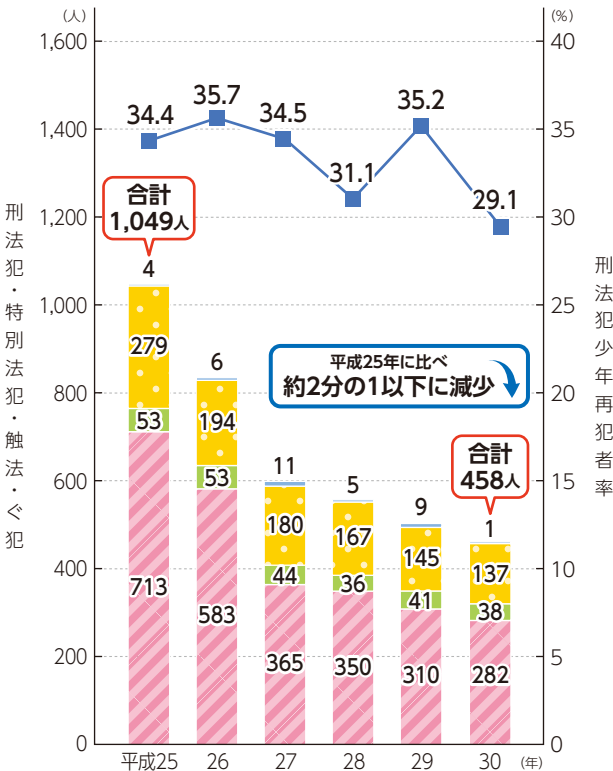
平成30年中に検挙・補導された非行少年(犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年)は458人と、平成25年に比べ2分の1以下に減少しました。

非行少年のうち、犯罪少年は320人で、前年と比べて31人(8.8%)減少し、その内訳は、刑法犯少年が282人で28人(9.0%)減少し、特別法犯少年は38人で3人(7.3%)減少しています。また、刑法犯少年の再犯者率は29.1%と、6.1ポイント減少しています。

非行少年検挙・補導人員及び刑法犯少年の再犯者率の推移

資料:県警察本部少年課

■ 刑法犯(人) 
 ■ 特別法犯(人) 
 ■ 触法(人) 
 ■ ぐ犯(人) 
 ■ 刑法犯少年再犯者率(%) (右目盛)



### 非行少年

**犯罪少年** 罪を犯した少年

#### 刑法犯少年

刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年

#### 特別法犯少年

特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年

#### 触法少年

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

#### ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

## 福祉犯の検挙件数が前年より増加

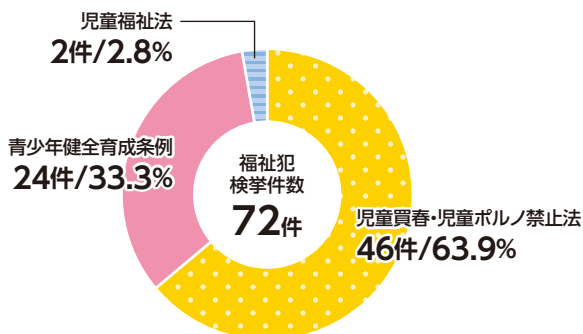
平成30年に検挙した福祉犯は72件、保護した被害少年は33人でした。

前年と比較して、福祉犯の検挙件数は4件(5.9%)増加し、保護した被害少年は3人(8.3%)減少しています。なお、被害少年の約5割は、インターネット上の有害情報に起因して被害に遭っています。

- **福祉犯**…少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪  
例) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反  
児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)  
労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等

### 福祉犯の法令別検挙件数

資料:県警察本部少年課



### 被害少年の学職別状況

資料:県警察本部少年課

